

# 共用型指定認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 重要事項説明書別紙

令和5年4月1日現在  
あすなろホーム 越谷

## ●介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金

### 1. サービスの内容

以下のサービスは介護保険のサービス利用にかかる自己負担額(1～3割負担部分)に含まれたサービスです。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	共用型指定認知症対応型通所介護
・日常生活上の支援 ・アクティビティ （集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練） ※ 具体的なサービス(送迎・食事・入浴等)についてはご相談ください。	・送迎 ・食事の介助(食事時間:11時30分～) ・入浴又は清拭介助 ・排せつ介助 ・アクティビティ （集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練） ・個別機能訓練(基本的には個別の計画に基づいて実施します。基本的には全員を対象とします。) ・口腔機能向上サービス (必要と認められる利用者に対して個別の計画に基づいて実施します。)

### 2. 利用料金

#### (1) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

1単位当たりの単価(6級地)

10.33

算定項目			1ヶ月当たりの利用料金(円)	自己負担額(円)			
サービス内容	単位数	発生区分		1割	2割	3割	
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護費	要支援1	483	1日	4,989	499	998	1,497
	要支援2	512	1日	5,288	529	1,058	1,587
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6	1月	61	7	13	19
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算							
入浴介助加算Ⅱ		55	1日	568	57	114	171
デイサービス(通所介護)における、入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定される加算。居宅における入浴を行うことを目的とした場合は、上位加算(55単位)となる。							
生活機能向上連携加算		-	1月	-	-	-	-
外部のリハビリ専門職(PT、OT、ST)と連携して、利用者の身体の状況などの評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成し、それに基づきサービスを提供した場合に算定される加算。外部の専門職が訪問してサービスを実施する場合は上位区分(200単位)が算定できる。							
個別機能訓練加算		-	1日	-	-	-	-
機能訓練指導員を配置し、利用者(入所者)に対して個別機能訓練計画を作成、その計画に基づき機能訓練を実施して、効果や実施方法を評価する取組により算定される加算。また、その情報を厚生労働省に提出及び活用した場合は、1月につき、(20単位)が算定できる。							
若年性認知症受入れ加算		-	1日	-	-	-	-
若年性認知症利用者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供した場合に算定される加算							
栄養アセスメント加算		-	1月	-	-	-	-
利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明すること、厚生労働省に情報提供を行うことで算定される加算							

栄養改善加算	-	1月	-	-	-	-
低栄養状態にある利用者、または、そのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善を図ることを目的としています。利用者一人ひとりに栄養に関する食事相談などの栄養管理を行うことで、算定される加算(1月2回限度)						
口腔・栄養スクリーニング加算	20	1回	3,420	342	684	684
利用開始時及び利用中6月ごとに利用事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定される加算。口腔機能向上加算・栄養改善加算と併用していない場合は、上位区分(20単位)が算定できる。						
口腔機能向上加算	-	1月	-	-	-	-
口腔機能が低下している利用者、または、その恐れのある利用者の口腔機能の向上を目的としており、その利用者に個別で、口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、適切な指導が実施されているかを認められた場合に算定される加算、厚生労働省に情報提供を行うと上位区分(160単位)が算定できる。						
科学的介護推進体制加算	40	1月	413	42	83	83
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している体制を構築している場合に算定される加算						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	10.40%	1000円あたり	1,074	108	215	215
介護職員の職場定着のための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.40%	1000円あたり	247	25	50	50
特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収へ引き上げるための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.30%	1000円あたり	237	24	48	48
介護職員等の賃金を引き上げるための新たな取り組みとして介護職員等の賃金の改善を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定する。						

(2) 共用型指定認知症対応型通所介護

1単位当たりの単価(6級地)

10.33

算定項目			1日当たりの利用料金	自己負担額			
サービス内容	単位数	発生区分		1割	2割	3割	
共用型指定認知症対応型通所介護費	要介護1	522	1日	5,392	540	1,079	1,618
	要介護2	541	1日	5,588	559	1,118	1,677
	要介護3	559	1日	5,774	578	1,155	1,733
	要介護4	577	1日	5,960	596	1,192	1,788
	要介護5	597	1日	6,167	617	1,234	1,851
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	1日	61	7	13	19	
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算							
入浴介助加算Ⅱ	55	1日	568	57	114	171	
デイサービス(通所介護)における、入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定される加算。居宅における入浴を行うことを目的にした場合は、上位加算(55単位)となる。							
生活機能向上連携加算	-	1月	-	-	-	-	
外部のリハビリ専門職(PT、OT、ST)と連携して、利用者の身体の状態などの評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成し、それに基づきサービスを提供した場合に算定される加算。外部の専門職が訪問してサービスを実施する場合は上位区分(200単位)が算定できる。							
個別機能訓練加算	-	1日	-	-	-	-	
機能訓練指導員を配置し、利用者(入所者)に対して個別機能訓練計画書を作成、その計画に基づき機能訓練を実施して、効果や実施方法を評価する取組により算定される加算。また、その情報を厚生労働省に提出及び活用した場合は、1月につき、(20単位)が算定できる。							
ADL維持等加算	-	1月	-	-	-	-	
ご利用者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価することで算定される加算							
若年性認知利用者受入加算	60	1日	619	62	124	124	
若年性認知症利用者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供した場合に算定される加算							

栄養アセスメント加算	-	1月	-	-	-	-
利用者の栄養状態のアセスメントを管理栄養士と連携して行い、本人及び家族に結果を説明すること、厚生労働省に情報提供を行うことで算定される加算						
栄養改善加算	-	1月	-	-	-	-
低栄養状態にある利用者、または、そのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善を図ることを目的としています。利用者一人ひとりに栄養に関する食事相談などの栄養管理を行うことで、算定される加算(1月2回限度)						
口腔・栄養スクリーニング加算	20	1回	3,420	342	684	684
利用開始時及び利用中6月ごとに利用事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定される加算。口腔機能向上加算・栄養改善加算と併用していない場合は、上位区分(20単位)が算定できる。						
口腔機能向上加算	-	1月	-	-	-	-
口腔機能が低下している利用者、または、その恐れのある利用者の口腔機能の向上を目的に、個別で口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、適切な指導が実施している場合に算定される加算。1月2回を限度で3月以内の期間。厚生労働省に情報提供を行うと上位区分(160単位)が算定できる。						
科学的介護推進体制加算	40	1月	413	42	83	83
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している体制を構築している場合に算定される加算						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	10.40%	1000円あたり	1,074	108	215	215
介護職員の職場定着のための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.40%	1000円あたり	247	25	50	50
特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収へ引き上げるための取り組みとして介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定される加算						
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.30%	1000円あたり	237	24	48	48
介護職員等の賃金を引き上げるための新たな取り組みとして介護職員等の賃金の改善を実施している事業所が、サービス提供を行った場合に算定する。						

### ●介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

食事の提供に伴う食費(おやつ代を含みます)	昼食800円、おやつ代120円、朝食340円、夕食480円
希望により通常要する時間を超えてのサービス利用	30分あたり500円
通常の事業の実施地域外への送迎	地域を越えた地点から20km未満 片道500円 地域を越えた地点から20km以上 片道800円
日常生活に要する費用(レクリエーション材料費、日常生活上必要な物品の購入費)	レクリエーション・クラブ活動の参加費、オムツ代等 例)パッド1枚60円、リハビリパンツ・おむつ1枚150円 洗濯代200円/回

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は該当サービスの利用料金を変更させて頂くことがあります。